

## 国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学組織運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考														
<p>国立大学法人東京農工大学組織運営規則</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月7日 16 経教 規則第1号</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(学内施設)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。</p> <p>3 前項の規定により置かれる組織及び施設は、別表に掲げるものとする。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">組織及び施設の名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">女性未来育成機構</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">アグロイノベーション高度人材養成センター</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">環境リーダー育成センター</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">イノベーション推進機構</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">テニュアトラック推進機構</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>(新設)</u></td></tr> </tbody> </table>	組織及び施設の名称	女性未来育成機構	アグロイノベーション高度人材養成センター	環境リーダー育成センター	イノベーション推進機構	テニュアトラック推進機構	<u>(新設)</u>	<p>第1条～第5条 省略 (現行どおり)</p> <p>(学内施設)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。</p> <p>3 前項の規定により置かれる組織及び施設は、別表に掲げるものとする。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">組織及び施設の名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">女性未来育成機構</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">アグロイノベーション高度人材養成センター</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">環境リーダー育成センター</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">イノベーション推進機構</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">テニュアトラック推進機構</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>研究戦略センター</u></td></tr> </tbody> </table>	組織及び施設の名称	女性未来育成機構	アグロイノベーション高度人材養成センター	環境リーダー育成センター	イノベーション推進機構	テニュアトラック推進機構	<u>研究戦略センター</u>	
組織及び施設の名称																
女性未来育成機構																
アグロイノベーション高度人材養成センター																
環境リーダー育成センター																
イノベーション推進機構																
テニュアトラック推進機構																
<u>(新設)</u>																
組織及び施設の名称																
女性未来育成機構																
アグロイノベーション高度人材養成センター																
環境リーダー育成センター																
イノベーション推進機構																
テニュアトラック推進機構																
<u>研究戦略センター</u>																
<p>第7条～第27条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第7条～第27条 省略 (現行どおり)</p> <p>附 則 省略 (現行どおり)</p>															

附 則 (23経教 規則第17号)

この規則は、平成23年11月7日から施行する。